

技術者等配置不能届

年 月 日

堺市上下水道事業管理者 殿

業 者 番 号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(共同企業体等名称)
※共同企業体等による入札の場合

建設工事共同企業体
設計共同体

先に執行されました下記案件の落札候補者となりましたが、下記の理由により個別事項に定める現場代理人又は技術者（以下「技術者等」という。）の配置ができないことを届出します。このことに伴い、当該案件の入札が無効となることに異議はありません。

また、下記の誓約事項について誓約します。なお、当該誓約事項に反することが判明した場合は、入札参加停止等の措置を受けたとしても異議はありません。

記

1 落札候補者となったが、技術者等の配置ができない案件

調 達 案 件 番 号	
案 件 名 称	

※複数の案件の落札候補者となったことにより技術者等が不足する場合は、当該複数の案件のうち、後から落札候補者となった案件を記入すること。

2 技術者等が配置できない理由（①及び②のうち1つだけ選択）

<input type="checkbox"/>	①落札候補者となった案件の数が、自社の配置可能な技術者等が従事できる範囲を超えたため（②に該当する場合を除く。） ※開札の結果、複数の案件の落札候補者になったことにより、自社の配置可能な技術者等が不足し、配置不能となる場合等				
<input type="checkbox"/>	②入札後、右欄のいずれかの理由により、配置可能な技術者等に欠員が生じたため ※本市が指定する疎明資料を提出すること	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 傷病	<input type="checkbox"/> 出産	<input type="checkbox"/> 育児
		<input type="checkbox"/> 介護	<input type="checkbox"/> 自己都合による退職		

3 誓約事項

- 記載内容及び添付書類（資料の提出があった場合に限る。）について事実と相違ないこと。
- 記載内容について本市から事実確認のため資料の提出を求められた場合、遅滞なく提出に応じること。
- 同一年度に発注した工事等において、上記①の理由により2件以上技術者等の配置不能を生じさせた場合は、入札参加停止の対象となることに異議のないこと。

受 付 印
(堺市使用欄)

受 付 印 (堺市使用欄)